

令和元年度 旭川市農業委員会第2回総会 議事録

- 1 開催日 令和元年8月26日(月曜日)
- 2 開催時間 午後2時開会 午後2時10分閉会
- 3 開催場所 旭川市神居町雨紛 旭川市農業センター ホール
- 4 出席委員 34名
1番・山口 喜松 2番・山田 孝 3番・北原 浩美 4番・鹿野 直子
5番・田口 一昌 6番・吉田 清 7番・柿木 和恵 8番・橋本 幸博
9番・清水 利秋 10番・平 克洋 12番・笹田 文彦 13番・市田 敏行
14番・大西 秀雄 15番・松木 一幸 16番・中原 俊一 18番・波能 隆
19番・山村 志保子 20番・幅崎 勝良 21番・宿谷 昌一 22番・加藤 孝志
23番・川上 和幸 24番・上島 由満 25番・安友 進 26番・石尾 卓也
27番・香川 三四郎 28番・宮嶋 睦子 29番・滝川 岳雪 30番・一宮 敏昭
31番・島山 守穂 32番・浅沼 博実 33番・島田 正明 34番・佐藤 慎二
35番・高倉 伸淳 36番・大橋 政美
- 5 欠席委員 3名
11番・鷺尾 勲 17番・請川 幹恭 37番・鈴木 剛
- 6 会議出席 津村事務局長 高桑事務局次長 橋爪事務係長
事務局職員 秋山事務係主査 大谷農地係長 荒農地係主任
武田農地係主任
- 7 傍聴人 なし
- 8 議事録 18番・波能 隆 19番・山村 志保子
署名委員

9 議事内容

- (1) 議案第1号 旭川市農業委員会事務処理手数料条例の一部を改正する条例案について
- (2) 議案第2号 旭川市農業委員会事務局規程の一部を改正する訓令の制定について

10 議事録本紙

- 議長（浅沼 博実） ただいまから、令和元年度旭川市農業委員会第2回総会を開会いたします。会議の成立であります。現在の出席委員数は34名でありますので、総会規則第8条の規定に基づきまして、本会は成立いたしております。詳細につきましては、事務局から諸般の報告をお願いいたします。
- 事務局（津村 局長） 事務局。
御報告申し上げます。
本日の総会に、11番・鷲尾委員、17番・請川委員、37番・鈴木委員、以上3名の方から欠席する旨の届出がありましたので、御報告申し上げます。
- 議長（浅沼 博実） それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします。
18番・波能委員、19番・山村委員の両委員を指名いたしますのでよろしくをお願いいたします。
それでは、本日の議事日程に基づき進めてまいります。御発言のときには、議席番号を告げてから御発言願います。

-
- 議長（浅沼 博実） それでは、審議に入ります。
日程第1議案第1号「旭川市農業委員会事務処理手数料条例の一部を改正する条例案について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。
- 事務局（秋山 主査） 事務局。
日程第1議案第1号「旭川市農業委員会事務処理手数料条例の一部を改正する条例案について」御説明いたします。
議案第1号別紙を御覧ください。
この改定につきましては、平成29年10月に改訂されました「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針に基づき、市役所全体で使用料・手数料の見直しが行われたことに伴いまして、農業委員会が所管している旭川市農業委員会事務処理手数料条例の一部を改正する条例案について、9月に開催の第3回定例市議会に提出を予定しているものでございます。
内容につきましては、別紙にお示ししておりますとおり、この取組指針に基づき、証明書等の交付に要する手数料のコストを算定したところ、現在の手数料と比べ1.5倍を超えるものがあることから、取組指針にあります改定前の1.5倍を上限とする激変緩和措置により、今回の改定においては、概ねこの1.5倍に相当する料金にしようとするものでございます。
改定後の手数料につきましては、広く市民に周知する期間を十分確保した上で、来年4月1日以降の申請から適用するものでございます。
なお、条例改正案の議会への提出については、市長部局に提出を依頼して行うこととなりますが、提出依頼した条例改正案につきましては、条例審査の過程において、文言や表現などが市長により修正が加えられる場合がありますので御了承願います。

- 以上よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。
- 議長（浅沼 博実） ただいま、事務局から説明がありました。御意見・御質問はございませんか。
- 委員 （発言なし。）
- 議長（浅沼 博実） 議案第1号につきましては、これを農業委員会の決定とすることよろしいですか。
- 委員 （「異議なし。」との声あり。）
- 議長（浅沼 博実） 異議なしの声がございますので、そのように決定いたします。

-
- 議長（浅沼 博実） 続きまして、日程第2議案第2号「旭川市農業委員会事務局規程の一部を改正する訓令の制定について」を上程いたします。
- 事務局から説明いたします。
- 事務局（秋山 主査） 事務局。
- 日程第2議案第2号「旭川市農業委員会事務局規程の一部を改正する訓令の制定について」御説明いたします。
- 議案第2号別紙を御覧ください。
- 既に、委員各位には、文書でお知らせしておりますが、農業委員会事務局の執務室が水道局庁舎の5階に移転することになりました。
- 10月12日からの3連休を利用して水道局庁舎に移転しまして、10月15日（火）から移転後の事務局で業務を開始することとなります。
- これに伴いまして、旭川市農業委員会事務局規程に事務局の住所が規定されておりますことから、この事務局の住所を水道局の住所に改正しようとするものです。
- したがって、この訓令は、令和元年10月15日から施行することとなります。
- なお、事務局移転につきましては、広く市民や各関係機関に対しても周知を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。
- 以上よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。
- 議長（浅沼 博実） ただいま、事務局から説明がありました。御意見・御質問等はありませんか。
- 委員 （発言なし。）
- 議長（浅沼 博実） 議案第2号につきましては、これを農業委員会の決定とすることよろしいですか。
- 委員 （「異議なし。」との声あり。）
- 議長（浅沼 博実） 異議なしの声がございますので、そのように決定いたします。

-
- 議長（浅沼 博実） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。
- 委員の皆さんから、その他御意見や御質問はございませんか。
- 委員 （「なし。」の声あり。）
- 議長（浅沼 博実） ないようですので、これをもちまして、令和元年度旭川市農業委員会第2回総会を閉会いたします。
-